

平成30年12月18日（火）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社シマ（所在地 大阪府大阪市）  
外2社に対して、指名停止措置を行ないました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

材ハ キミコ  
大柴 公彦 （内線2511）

○企画部技術調査課長

ミザキ カズキ  
宮崎 和幸 （内線3251）

さいたま市中央区新都心2-1  
電話048-601-3151（代）

総務部経理調達課長

ホリカ マサヒ  
堀川 雅弘 （内線5870）

港湾空港部工事安全推進室長

フハラ テツオ  
福原 哲夫 （内線5708）

横浜市中区北仲通5-57  
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
① 株式会社シマ	大阪府大阪市浪速区難波中1-13-8
② 丸翔建設株式会社	大阪府大阪市大正区泉尾1-26-5
③ 三貴株式会社	大阪府大阪市都島区中野町4-15-20

### 2. 指名停止措置期間

①～③の業者：平成30年12月18日から平成30年12月31日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者らは、東京第一営繕事務所発注の「財務本省研修所（17）構内整備工事」において、平成30年6月14日10時15分ころ、財務本省研修所の建物解体工事のうち、3階ダクトスペース内で空調用縦ダクトの切断・撤去作業を行っていた際に、作業員1名が足場床と落下してきた3階～5階分の縦ダクトに挟まれ死亡する工事関係者事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内